

原規総発第 2601081 号
令和 8 年 1 月 8 日

北海道知事
鈴木 直道 殿

原子力規制庁長官 金子 修一
(公印省略)

北海道電力株式会社泊発電所 3 号機に係る要請について (回答)

令和 7 年 12 月 18 日付け原安第 509 号をもって要請のあった標記の件について、別紙のとおり回答する。

(別紙)

- 1 「国内外における最新の知見を収集し、新規規制基準や法制度を絶えず見直していくなど原子力規制の一層の充実・強化に不断に取り組むとともに、以下の事項も含め、原子力発電所の安全対策に万全を期すこと。」について
 - 東京電力福島第一原子力発電所事故の「継続的な改善が欠けていた」という反省を踏まえ、2012年の原子炉等規制法の改正により、いわゆる「バックフィット制度」が盛り込まれました。
 - 具体的には、科学的・技術的観点から原子力規制の継続的改善を図るため、常に新たな知見を収集するとともに、規制への反映が必要と判断した場合には、規制基準の見直しにより、既存の原子力施設に適用しています。また、IAEAのレビューを2026年1月に受ける予定であり、このような機会などを活用して継続的に見直しています。
 - 原子力規制委員会としては、今後も規制活動の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

- 2 「規制責任を担う原子力規制委員会において、審査・監視体制の拡充や強化を図ること。」について
 - 原子力規制委員会としては、審査や検査といった規制活動を着実に進めるためにも、こうした人材の確保・育成は、重要な課題であると認識しており、これまでも、専門性を有する実務経験者の中途採用や研修による職員の育成等により、体制の強化に努める取組を行っています。
 - 審査については、進捗状況や申請状況に応じて、より柔軟かつ的確に対応できるように、2025年7月から審査チームの体制の見直しを行い、新体制において着実かつ厳正に審査を進めています。
 - 検査については、原子力規制検査により、現地に常駐する検査官及び本庁の検査官が、事業者の原子力安全に係る保安活動を、施設の安全重要度や原子炉の状態に応じて重点的に監視しています。
 - 今後とも、原子力規制委員会は、審査・検査に係る体制の充実・強化に努めてまいります。

- 3 「設計及び工事計画認可や保安規定変更認可等について、引き続き厳格に審査・確認を行うとともに、日常的に行われる原子力規制検査については、長期停止後の運転再開であることに特に留意し、厳格に実施すること。」について
- 泊発電所3号機の設計及び工事の計画に係る審査については、現在、2025年7月30日に行った設置変更許可の内容を踏まえ、技術基準に適合しているかどうか、審査会合において厳正に確認しているところです。
 - 今後、保安規定変更認可に係る審査についても、引き続き厳正に審査を進めてまいります。
 - その後は、新規制基準への適合のために工事した設備が法令上の要求に適合していることを確認する使用前事業者検査、重大事故等発生時に係る訓練、大規模損壊発生時に係る訓練などを確認することになります。
 - なお、保安規定に基づく原子力発電所の日常的な保安活動については、その遵守状況を原子力規制検査において厳格に確認してまいります。
- 4 「新規制基準適合性審査や原子力規制検査の結果について、原子力規制委員会自らの丁寧な説明や問合せ窓口の設置などにより、国民の幅広い理解の促進に努めること。」について
- 原子力規制委員会としては、自らが行った科学的・技術的判断について、国民に対して、丁寧で分かりやすく説明をしていくことが重要と考えており、住民説明会の場で説明を行う際には、審査の概要を分かりやすく表現する資料を用いるなどの工夫をしています。
 - また、原子力規制委員会のホームページでは、原子力規制委員会への御意見・御質問のページを設け、よくあるご質問はリンク集にまとめたり、ホームページのフォームから問い合わせができるようにするなどの取組を実施しているところです。
 - 原子力規制委員会自らの丁寧な説明については、原子力規制委員会委員長や委員が原子力発電所を訪問し、現場の状況を把握するとともに、知事や市町村長などの地元関係者との間で、原子力施設に関する規制上の諸課題について意見交換を実施しています。
 - 今後も審査や検査に関する国民の理解を促進するための取組を進めてまいります。

- 5 「原子力発電所のテロへの対応など警備体制の充実・強化を図ること」について
- 原子力発電所のテロ対策については、原子炉等規制法に基づき、原子力施設の妨害破壊行為等を防止するための様々な防護措置を義務付けています。
 - 具体的には、施設の周辺に立入制限区域や周辺防護区域を設ける、フェンス、センサー、監視カメラ等を設置する、警備員による巡視を実施するなどの措置を講じること等を求めています。
 - これらの措置に対し、核物質防護規定の審査及び原子力規制検査を通じて、事業者が適切に講じていることを確認するなど、厳格に事業者の規制の遵守状況を確認して参ります。
 - なお、不審者の確保や不審物の除去など直接的な対応については、治安機関が担うこととなりますので、引き続き関係機関とも連携して参ります。
- 6 「燃料等の事業所外運搬について、関係法令に基づき、関係省庁全体で安全性を確認すること。」について
- 実用発電用原子炉の新燃料や使用済燃料を陸上で車両により運搬する場合は、原子炉等規制法及び関係規則に基づき、原子力規制委員会が輸送物の技術基準への適合性を、また、国土交通省が輸送方法その他の技術基準適合性をそれぞれ確認することとなります。
 - 輸送経路や日時については、原子力事業者等が都道府県公安委員会に届出を行い、災害の防止等のために必要に応じて指示が行われることになっています。
 - このように、原子力発電所の外で新燃料や使用済燃料を輸送する場合は、原子炉等規制法の下で、関係省庁が分担して安全性が確保されているのか確認しています。
 - 原子力規制委員会としては、新燃料や使用済燃料の陸上での車両運搬が行われる場合は、今後も原子力規制検査により輸送物の技術基準への適合性について確認してまいります。

- 7 「原子力災害対策指針について、これまでの自然災害の経験、最新の知見等を踏まえて継続的に改定していくこと。」について
- 原子力災害対策指針では、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこととしており、自然災害の教訓を含む国内外の最新の知見、関係自治体との意見交換の結果等を踏まえた継続的な改善が行われています。
 - 最近では、2024年1月に実施した、女川地域の首長との意見交換会での指摘を受けて、屋内退避の効果的な運用に関する検討を行い、その検討結果を踏まえて、2025年10月に原子力災害対策指針の改正を行いました。
 - なお、その過程においては、関係自治体への説明や意見照会を繰り返し実施しており、今後も同様の取組を継続してまいります。

以上